

令和4年度申請（令和5年度事業）

共同募金配分<地域配分>申請の手引き

（備品整備配分編）



<ご案内>

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、太田市支会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

社会福祉法人群馬県共同募金会 太田市支会

〒373-0817 太田市飯塚町1549

太田市社会福祉協議会内

TEL 0276-46-6208/FAX 0276-46-6229

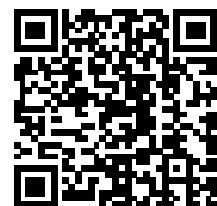
<https://otashakyo.jp/business/fund-raising/>



「広域配分」については、群馬県共同募金会へ  
お問い合わせください。

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12

TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214





# 令和4年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（備品整備配分編）

令和4年度共同募金は、令和5年度に実施する事業に対して配分します。

配分申請にあたっては、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）を遵守してください。

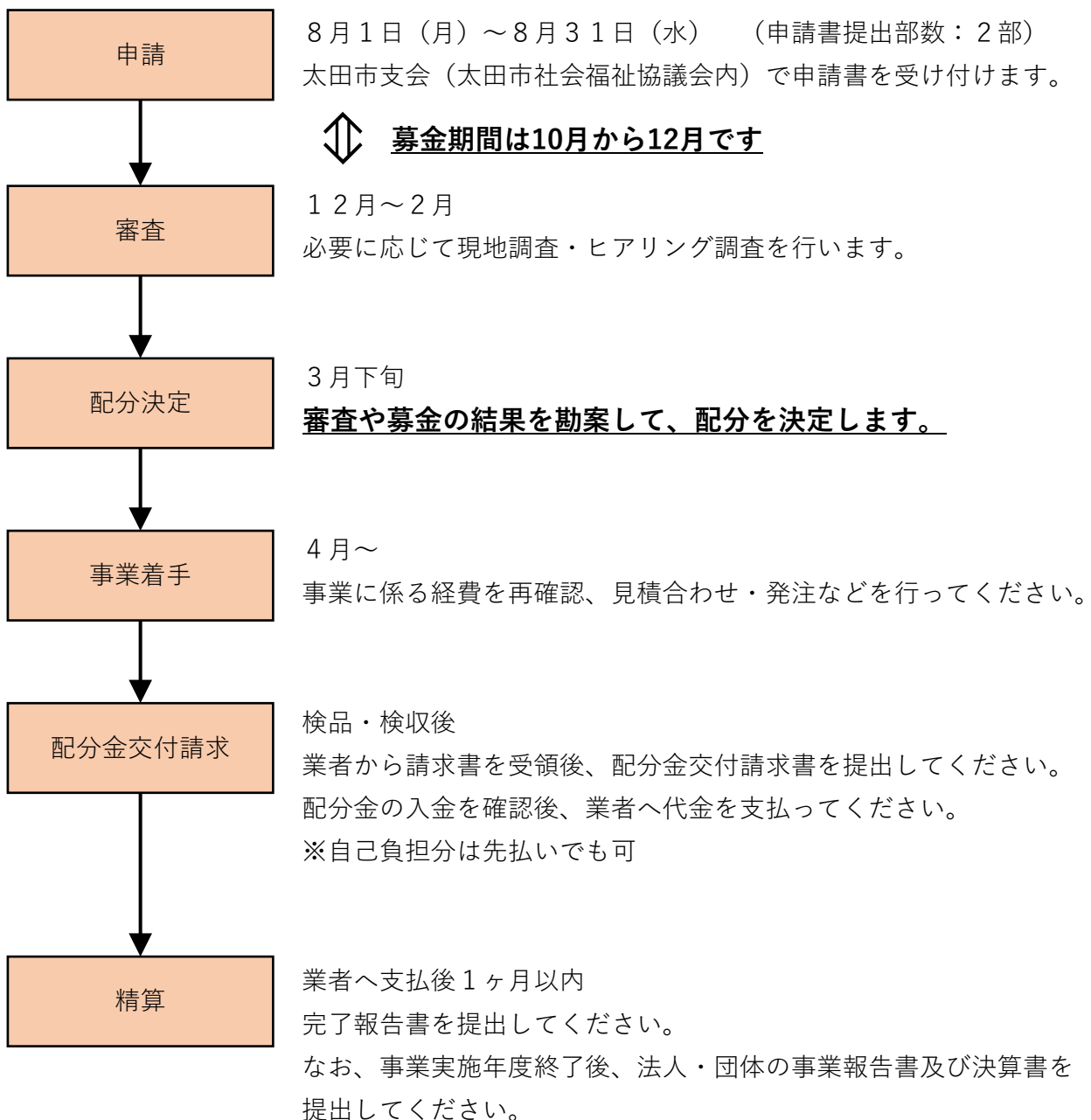
## I この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する者
- ② 主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体など

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

## II 申請から事業実施までの流れ



## III 配分基準等

### 1 対象法人・団体

規程第2条に定める者のうち、次に掲げるものとします。

- 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域活動支援センターを経営または運営する者
- 主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体(※)、その他本会が必要と認める団体

※ この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体とします。

### 2 対象事業・経費

福祉サービス利用者を直接処遇するために使用する備品を整備するための経費。

- 「備品」とは、原則として単価3万円以上かつ耐用年数1年以上のものとする。
- 任意団体が備品を整備する場合は、原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等がかかる場合は、物品代金の概ね30%を対象経費に含むことができます。
- 消費税を含めて配分対象とします。

### 3 対象外事業

規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされる事業(※)等）、介護保険事業

※ 行政からの委託事業は原則対象外ですが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象となる場合があります。

- 委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの
- 小規模事業で、事業を運営する法人の財政基盤が脆弱なもの
- 放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び地域活動支援センター
- 委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

### 4 配分限度額

配分上限額は30万円で、配分対象経費総額の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とします。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出します。

### 5 留意事項

- (1) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。他配分（施設・設備配分、事業経費配分、運営費配分、赤い羽根文庫購入配分）の申請書も提出できません。
- (2) 令和3年度の本配分および他配分いずれかの決定を受けている場合は、申請できません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外に係る事業であれば申請できます。

- (3) 令和4年度の備品整備配分を申請して配分決定を受けた場合は、令和5年度のいかなる配分申請もできません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば申請できます。
- (4) 地域福祉活動計画に沿った事業等の太田市内を見渡してニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。
- (5) 保育所など施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民等の施設利用者以外へサービスや情報の提供などを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行います。
- (6) **赤い羽根共同募金の趣旨や使いみちをご理解いただく為、申請場所等での募金箱の設置と10月に行われる募金活動（街頭募金など）の参加にご協力いただきます。**  
**（申請年度及び配分年度の2年間）**

## IV配分申請書の作成方法及び提出先等

### 1 備品購入金額の見積

原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等がかかる場合は物品代金の概ね30%を対象経費に含むことができます。  
なお、消費税を含めての対象額となります。

### 2 配分申請書の作成

- ① 「申請事業の概要」欄：申請事業の概要、配分を必要とする理由などを記入してください。
  - ② 「経費内訳」欄：見積書をもとに、物品別・経費別に区分けして記入してください。
  - ③ 「資金内訳」欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入してください。配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意してください。
  - ④ 添付書類を用意
    - ・ 見積書コピー（2通以上）、カタログ（仕様の記載のあるもの、該当部分のコピーでも可）
    - ・ 定款・会則のコピー
    - ・ 令和3年度の法人・団体の事業報告書・決算書（申請時提出できない場合は8月末日まで）※
- ※ 決算書：施設毎の内訳を記載した収支計算書及び法人全体の貸借対照表を必ず添付
- ・ 令和4年度の法人・団体の事業計画書・予算書
  - ・ その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付

### 3 申請方法

- ① 受付窓口：太田市支会（太田市社会福祉協議会内）
- ② 受付期間：令和4年8月1日（月）～8月31日（水）（郵送不可、期間内に提出のこと）



記入例

(あて先) 社会福祉法人群馬県共同募金会 太田市支会長

[申請者]

受付欄 (收受印)

法人・団体名	社会福祉法人 赤羽根共同会			
代表者職氏名	(役職) 理事長	(氏名) 赤羽 太郎		
所在地	〒373-0817 太田市飯塚町1549			
TEL	0276-46-6208	FAX	0276-46-6229	

(URL <https://akaihane-gunma.kodomogenki.or.jp/>)

### 令和4年度共同募金(令和5年度事業)配分申請書 ～ 備品整備 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。  
記

#### 1 配分を必要とする福祉施設または福祉事業

施設・事業名	赤羽共同幼稚園		施設・事業種別	幼稚園	
責任者氏名	赤羽 太郎		事業開始年月	平成1年4月1日	
所在地	〒373-0817 太田市飯塚町1549				
TEL	0276-46-6208	定員	120 名	現員	100 名
FAX	0276-46-6229	E-Mail			

#### 2 申請の内容 (総事業費は税込み表示としてください)

申請内容	件名 運動器具購入 (概要は別紙計画書のとおり)	
	備品整備配分	
総事業費	235,000 円	配分申請額 (千円未満は切り捨て) 176,000 円

#### 3 この申請に関する事務担当者

所属・職名	事務長	TEL	0276-469-6208
氏名	赤羽 幸子	FAX	0276-46-6229

#### 4 募金への協力

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。

申請した令和4年度と配分を受ける令和5年度の2年間ご協力ください。

- 街頭募金に参加する
- イベント開催時に募金箱を設置する
- 施設内に募金箱を設置する
- 職員等を対象に募金を募る

●申請書の受付窓口	●提出部数	●提出締切
太田市支会	2部	令和4年8月31日(水)

<備考>





(あて先) 社会福祉法人群馬県共同募金会 太田市支会長

[申請者]

受付欄 (收受印)

ふりがな 法人・団体名			法人・団体の印
ふりがな 代表者職氏名	(役職)	(氏名)	印
所在地	〒 -		
TEL		FAX	

(URL https:// )

### 令和4年度共同募金 (令和5年度事業) 配分申請書 ～ 備品整備 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。  
記

#### 1 配分を必要とする福祉施設または福祉事業

ふりがな 施設・事業名			施設・事業 種別	
ふりがな 責任者氏名			事業開始 年月	
所在地	〒			
TEL		定員	名	現員
FAX		E-Mail		

#### 2 申請の内容 (総事業費は税込み表示としてください)

申請内容	件名	(概要は別紙計画書のとおり)		
	備品整備配分			
総事業費	円	配分申請額 (千円未満は切り捨て)	, 000 円	

#### 3 この申請に関する事務担当者

所属・職名		TEL	
ふりがな 氏名		FAX	

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。

#### 4 募金への協力

申請した令和4年度と配分を受ける令和5年度の2年間ご協力ください。

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 街頭募金に参加する    | <input type="checkbox"/> イベント開催時に募金箱を設置する |
| <input type="checkbox"/> 施設内に募金箱を設置する | <input type="checkbox"/> 職員等を対象に募金を募る     |

●申請書の受付窓口
太田市支会

●提出部数
2部

●提出締切
令和3年8月31日(火)

<備考>

